

5 その他事務

(1) 水門管理事務の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
都市整備部港湾局	<p>1 水門管理員は、大阪府の水門等の維持保全を図るために設置しているもので、水門から自宅まで35キロメートル離れている者でも、職場が水門に近接していることを理由に水門等管理員として選定していたが、この者が現在も同じ職場に勤務しているかどうかについての把握をしていなかった。</p> <p>2 「水門等点検結果報告書」を確認したところ、「大阪府水門等管理員規程」(以下「規程」という。)及び「水門等点検要領」(以下「要領」という。)で要求されている巡視及び点検の記載がなく、記載がない理由を確認していなかった。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視による点検が2回以下しか実施されていない(1件)。 ・ 試験操作による点検が1回もなされていない(7件)。 	<p>1 遠隔地の者を選定すると水門等の常時巡視という職務を果たすことは困難と考えられ、水門等の維持保全が適切に遂行されない恐れがある。常時監視することができるよう、水門近辺に居住する者を選定するルールを定められたい。</p> <p>2 水門等の維持保全を図るという観点から、初回選定時のみの住居等の確認だけでなく、継続選定時の際も住居等を確認されたい。</p> <p>3 結果報告に関するチェックが不十分である。水門管理員により水門等の維持保全が図られていることを、「水門等点検結果報告書」を適切にチェックすることにより確認されたい。</p> <p>※ 規程第4条では、(1) 常時水門等の巡視を行う、(2) 毎月1回以上水門等を試験操作し点検すると定められている。</p> <p>※ 要領では、毎月3回の点検を行うと定められている。</p> <p>※ 水門等管理員のしおりでは、業務実施結果を「水門等点検結果報告書」に記載し、市町村を経由し府に提出すると定められている。</p>	<p>1 水門管理員については、水門近辺に居住する者を基本とし、選定する基準を定めた。</p> <p>2 水門管理員の選定に当たり、地元各市町から提出される推薦書について、住居等の状況を踏まえた推薦理由を確認できるよう様式を改めた。 今後は、継続選定時においても確認を行う。</p> <p>3 結果報告について、チェック項目を記載した確認書を作成した。 今後は、水門管理員に対し、報告内容の記入例を周知し記載不備を防ぐとともに、提出された結果報告は、確認書により適切にチェックを行う。</p>